

生活福祉資金

総合支援資金 のしおり

総合支援資金は、生計中心者の失業などによって生計維持が困難となつた世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

そのため、貸付を受けるご本人世帯は、社協等と話し合った支援をもとに、課題の解決や世帯の自立に向けた対応が求められます（家計の見直しや、安定した収入確保のための就労支援など）。

生活支援費

- 生活再建までの間に必要な生活費用
- 貸付限度額　　単身世帯 月額15万円以内　　2人以上の世帯 月額20万円以内
ただし、従前の収入や世帯の現在収入を基準に審査しますので、これ以下となる場合があります
- 貸付期間　　3か月以内
ただし、特別の事情により期間延長する場合もあります（延長した場合、最大12か月）

住宅入居費

- 敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- 住居確保給付金事業における住居確保給付金を受ける方が対象となります
- 貸付限度額　　40万円以内

一時生活再建費

- 家賃または公共料金を滞納し、滞納している料金を支払わなければ住居の退去を命じられる場合や、電気・ガス・水道が止められる場合に、その滞納している費用
- 転居のための運送費用や、転居に際して必要最低限の家具・電化製品等を購入する費用
(住居確保給付金の支給対象者で転居に伴う場合に限る)
- 貸付限度額　　60万円以内

貸付の対象となる者

次の5つの要件にすべて当てはまる方が対象となります

- (1) 借入申請時において65歳未満の者
- (2) 生計中心者が失業している等により従前の生活維持が困難となっている低所得世帯で、借入申請時において離職等から2年以内の者
- (3) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者
- (4) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者
- (5) 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等を利用する者

※65歳未満の方で生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金を受ける方は、この5つの要件をすべて満たしたものとみなします。

申込みの方法

- (1) 本資金の利用に際しては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が原則となります。貸付に関する相談・申込み窓口である市区町社会福祉協議会（市区町社協）の前に、居住中又は居住予定の自立相談支援機関に必ずご相談ください。
- (2) 申込みの際は、申込者本人であることが確認できる写真付の証明書を提示してください。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業は、あなたの相談に応じ、あなたにあった支援計画を作成して必要なサービスの利用につなげることを目的とした事業です。資金の借入よりも優先的に利用できたり、あなたの生活再建に必要な制度が他にあるにもかかわらず、それらを利用せずに総合支援資金の利用だけを申し込むことはできませんので、まずは自立相談支援機関にご相談ください。

連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 原則として1名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、貸付中のすべての期間において十分な保証が可能であると認められる者で、借受人と別世帯で、原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者とします。
- (2) 貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人を立てることができない場合は据置期間経過後、年1.5%となります。
- (3) 据置期間は、貸付終了後6月以内です。
- (4) 儻還期間は、10年以内です。ただし、毎月の返済額が約1万円を下回らない程度に期間を設定するものとし、審査によって貸付金額が変更した場合には、自動的に償還期間の調整を行います。
- (5) 儻還期間は、本資金の趣旨に基づき、就労収入による償還を念頭に、原則として65歳となる前月までとします。
- (6) 連帯保証人を設定して貸付の承認を受けた場合、再貸付または貸付期間の延長の際には、引き続き同一人物が連帯保証人とならなければなりません。
- (7) 貸付期間中に、連帯保証人を追加設定することはできません。

貸付審査

(1) 市区町社協にて書類等の確認後、申請を受理し、兵庫県社会福祉協議会（県社協）で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合
- 資金の使途が、制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
- 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金等の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 借入申込後、申請書類が整えられず1か月以上経過した場合
- 世帯員が自己破産手続き中、債務整理に基づく返済中、弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合
- 各社協による調査や相談支援に応じず、相互の信頼関係の構築が困難と認められる場合
- 借入申込み時期が遅く、貸付金の送金が納付期日までに行えない場合
- 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業を利用していない場合
- ハローワークや福祉事務所で行われている雇用・生活支援のための貸付・給付制度についてまた利用できるにもかかわらず、それらの制度を利用していない場合
- 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金（老齢年金）等の他の公的給付等を受給中の方、または受給申請中・手続きを進めている場合

(2) 貸付審査において、借受人や連帯保証人の勤務確認や連帯保証人の意志確認を行います。

(3) 貸付金額は、償還能力等を勘案して、申請額より減額する場合があります。また、貸付対象として認められない経費が計上されている場合は、貸付不承認または申請額より減額する場合があります。

(4) 生活支援費の貸付月額は、償還能力等を勘案して、住民税課税証明書等から推定される従前の収入月額により減額する場合があります。また、世帯全員の現在の収入（就労収入、年金等）により減額する場合があります。

(5) 住宅入居費の貸付額は、「入居予定住宅に関する状況通知書」に記載された初期費用と同額となります。ただし手付金等を支払い済みの場合はその相当額を減額します。

(6) 生活支援費の貸付月額及び一時生活再建費の貸付額は万円単位（万円未満切り捨て）とします。

(7) 家賃・公共料金の滞納分について一時生活再建費による貸付を希望する場合、市区町社協での申込時点で納付期限が未到来の費用については貸付対象となりません。

(8) 一時生活再建費により、転居に際して必要な家具・電化製品等を購入するため借入する場合は、必要最低限の物品に限ります。商品の単価が高額なものや不必要なサイズ・容量の家電や家具、必ず必要とは言い難い物品（例：DVDプレイヤー、アイロン、浄水器など）や既に所有している物品の買い替えは貸付対象と認められません。

(9) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

貸付の決定

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。ただし、資金の使途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。
- (3) 貸付決定の場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。
- (4) 本制度の申込・契約・送金手続き等のため本会及び市区町社協が書類提出や状況報告等を指示した場合に、2週間を超えて実行されない場合は、本制度の利用意志がないものとみなし、辞退、または契約終了とします。

資金の交付方法

- (1) 初回の送金は、本会が借用書及び契約時に必要な書類を受理後、原則、翌週の木曜日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に送金します。
- (2) 借用書及び貸付契約時に提出を求めた書類の記入内容に誤りがあった場合には、資金を交付できません。
- (3) 生活支援費と一時生活再建費は、借用書に記載された本人名義の口座に送金します。住宅入居費は、申込時に添付する「入居予定住宅に関する状況通知書（コピー）」に記載された不動産媒介業者等の口座への送金となります。
- (4) 県社協から臨時特例つなぎ資金の貸付を合わせて受けている場合には、生活支援費の初回送金分からつなぎ資金の返済分を相殺し、減額して送金します。

生活支援費の2回目以降の交付方法

- (1) 生活支援費を2回目以降に送金する場合は、毎月1日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に月額を送金します。
- (2) 每月の送金日の前日までに、送金通知を送付します。通知には重要な案内が同封されますので、必ず内容をご確認ください。なお、送金日を過ぎても届かなかった場合は県社協まで必ずご連絡ください。
- (3) 自立相談支援事業等において指導を受けたにもかかわらず、その改善が見られなかった場合には、送金を停止し、貸付契約を終了することがあります。

届出義務について

- (1) 貸付金による支払い後原則として2週間以内に領収書などを提出し、貸付金使用の事実について報告してください。 貸付金に余剰が出た場合はその余剰分について速やかに返還していただきます。
- (2) 借受人及び連帯保証人に以下の事由が発生した場合は、市区町社協または県社協まで速やかに連絡してください。なお、それら事由を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 住所、氏名を変更したとき。
 - 生活支援費の貸付期間中に就職等の理由で、貸付が必要なくなったとき。
 - 借受人の状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）があったとき。
 - 住居確保給付金等の給付状況に変更（減額、給付停止等）があったとき。
 - 職業訓練受講給付金のうち、職業訓練受講手当等の公的給付・貸付制度の利用が決定したとき。
 - 連帯保証人の状況に著しい変化（死亡、行方不明、失業、破産等）があったとき。
- (3) 自立相談支援事業等による適切な支援を受けていないと認められる場合や届出義務を怠った場合には、以降の送金を停止し、または契約終了する場合があります。

他の雇用・生活支援制度との関連

- (1) 住居確保給付金により、貸付対象者の要件を満たしたとして貸付を受けた者が、住居確保給付金の給付が中止された場合には、その時点で貸付契約も終了し、以後の送金を停止します。
- (2) 住居確保給付金の給付要件を満たしている者が、住居確保給付金を利用せずに総合支援資金を利用することはできません。
- (3) 雇用保険の失業等給付を受けている者は、この貸付を受けることはできません。また失業等給付の受給資格がある場合にも貸付を受けることはできません。
- (4) 職業訓練受講給付金のうち、職業訓練受講手当を受けている者は、この貸付を受けることはできません。

償還について

- (1) 儻還は、据置期間後に毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。なお、償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。
- (3) 貸付金は、返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。

再貸付について

- (1) 生活支援費の貸付を3か月未満で終了した方が、状況の変化などにより貸付が必要となつた場合に、再度貸付を受けることができます。（貸付期間：最大で合計3か月まで）
- (2) 再貸付の申し込みは、当初の申し込み窓口となった市区町社会福祉協議会で行います。
- (3) 再貸付には、当初の貸付と同様に審査があります。また、審査により承認されない場合もあります。なおこの場合も不承認理由は開示しません。
- (4) 再貸付決定の場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。
- (5) 借用書の発行後、1か月以内に提出がなされなかった場合は、再貸付決定を辞退したものとして取り扱います。
- (6) 再貸付をする場合は、すでに決定している貸付の償還計画と重複して償還することとなるため、当初の計画よりも増額して償還することとなります。再貸付を利用する場合は償還計画に十分に留意してください。なお貸付期間中の償還は猶予します。

貸付期間の延長について

- (1) 生活支援費の貸付を受けたのち、以下の事由に該当する場合は、貸付期間を延長することができます。ただし最大で合計12か月までとなります。
 - 現在貸付中の契約期間が3か月未満の場合に、3か月になるまでの期間
 - 自立相談支援機関による支援期間の延長が認められた場合
 - 本人の入院や被災により、貸付期間中に就職活動ができなかった場合、その期間
 - 貸付期間中または貸付期間終了後1か月以内に就職が内定し、かつ同期間に就労が開始する場合で、1か月相当分の給与が初めて支払われるまでの期間（原則1か月分の貸付期間延長となります）
 - 職業訓練受講給付金のうち、職業訓練受講手当の利用が決定し、その初回送金までの期間（ただし、延長できる期間は1か月のみとします）
- (2) 貸付期間の延長には、当初の貸付と同様に審査があります。また、審査により承認されない場合もあります。なおこの場合も不承認理由は開示しません。
- (3) 貸付期間延長の申請は、貸付期間中にのみ行うことが出来ます。貸付期間終了後の延長申請は受理できません。
- (4) 貸付期間の延長をする場合は、すでに決定している貸付の償還計画の期間に応じて月々の償還額を増額することとなるため十分に留意してください。なお貸付期間中の償還は猶予します。
- (5) 貸付期間の延長の申し込みは、当初の申し込み窓口となった市区町社会福祉協議会で行います。

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、「借入申込者」「連帯保証人」それぞれ、申請要件の事実を証明する書類が必要です。(裏面の「借入申込みに必要な書類一覧」を参照してください)
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 書類は、発行元の住所や電話番号が記載されたものでなければ有効となりません。(公的機関が発行するものを除く)
- (5) 本資金は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等と密接な連携を行うため、自立相談支援機関等から相談・支援状況等がわかる関係書類が別途提供されることをご承知ください。
- (6) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (7) 申込内容によっては、「借入申込みに必要な書類一覧」に掲げるもの以外に書類の提出を求める場合があります。
- (8) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。

借入申込みに必要な書類一覧

【本人確認及び他の生活支援制度の利用状況が分かる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 顔写真入りの身分証明書	コピー可
2	<input type="checkbox"/> 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていないもの）	原本
3	<input type="checkbox"/> 住居確保給付金支給決定通知書 または住居確保給付金支給対象者証明書	(対象者のみ) コピー可

【世帯の収入状況の分かる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書（18歳以上の世帯全員分）	原本
上記書類が提出できない場合や、上記書類では世帯の収入状況を証明できないと考えられる場合（証明書の証明期間以降に退職した場合など）は、以下のような書類の提出で変えることができます。ただし、発行元の確認できるものでなければなりません。		
	<input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 給与等の収入が振り込まれている通帳 <input type="checkbox"/> 給与額が記載された在職証明書または離職証明書 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証	コピー可

【住宅入居費の借り入れを申し込む場合】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 入居予定住宅に関する状況通知書	コピー可
2	<input type="checkbox"/> 不動産賃貸契約に関する重要事項説明書	コピー可
3	<input type="checkbox"/> 不動産賃貸契約書（契約完了後で可）	コピー可
4	<input type="checkbox"/> 住居確保給付金支給決定通知書 または住居確保給付金支給対象者証明書（再掲）	コピー可

【一時生活再建費の借り入れを申し込む場合】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 必要費用の総額が明らかとなるもの（請求書、見積書等）	コピー可

【連帯保証人分】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書	原本

上記とは別に、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等から相談・支援状況等がわかる関係書類が提供されることをご承知おきください。

○申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 福祉資金部

神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内

TEL 078-242-7944

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ